

議員定数等に関する 特別委員会調査報告

平成27年12月定例会において設置された特別委員会の調査が終了し、議長に報告書が提出されました。また平成28年12月定例会において黒澤委員長から報告がありましたので、ここにその概要を掲載いたします。

議員定数等に関する特別委員会調査報告

本特別委員会は、「議員定数とそれに伴う常任委員会」、「議員報酬」及び「政務活動費」に関する調査研究を付議事件として調査研究を進めるため、平成27年12月定例会の本会議において設置され、議長から指名された委員7名で構成し、これまでに委員会を8回開催して慎重に調査検討を重ねてきました。この度、当委員会の調査研究が終了し、その結果について報告します。

初めに、「議員定数とそれに伴う常任委員会数」については、議員定数は平成23年の地方自治法第96条の改正による議員定数上限撤廃に伴い、各地方自治体の自主的な判断に委ねられることとなりましたが、適正定数を導き出す明確な法的根拠や基準がないことから、本特別委員会では、大田原市議会基本条例第

25条に基づき、適正判断の基準を、①大田原市の将来人口と面積及び地域特性への配慮、②県内自治体並びに国内類似自治体との比較、③議会改革・活性化に必要な議員間討議機能の確保、④全議員からの適正定数確認、⑤市民からの意見に対する配慮の5項目を設定し、適正定数を位置づけました。

調査検討の結果、平成31年11月に予定されている市議会議員選挙から、議員定数を現在の26名から5名減の21名とし、常任委員会数を現在の4委員会から1委員会減の3委員会とすることとしました。

常任委員会の内訳は、総務常任委員会と建設産業常任委員会はそのまま継続し、民生常任委員会と文教常任委員会を統合して、新たに民生文教常任委員会を

設置することとしました。次に、「議員報酬」については、市長の諮問機関である特別職報酬等審議会に委ねることが妥当であり、議長から市長に対して当審議会の開催を要請することが望ましいとの結論に至りました。

なお、その際には、審議会における議論の参考となるよう、本特別委員会の報告書を執行部に提出するものとなりました。



議長及び委員長から市長へ報告書を提出

次に、「政務活動費」については、現在と同様に、今期の任期中は政務活動費を引き続き支給しないとの結論に至りました。

ただし、改選後については、その時期の状況判断を的確に行い、改めて検討することとしました。

最後に、市民は今後の議会改革と更なる活性化に大きな期待を寄せていることから、議員定数の削減に伴い、議会の弱体化を招くことのないよう、議員一人ひとりが不断の努力により、より一層の資質向上に努めると共に、議会の総力を結集して、地域民主主義の確立のための議会改革、議会活性化の歩みを進めることにより、市民から更に信頼される開かれた議会を目指していきます。

